

仕 様 書

1 件名

公用車賃貸借 その2 (秘書課所管分)

2 リース期間

令和9年7月1日～令和16年6月30日

3 契約期間

契約締結日～令和16年6月30日

4 車輛の仕様

- (1) 新規製造車両であること。
- (2) ハイブリッド車であること。
- (3) 車体及び乗車人数：ミニバン，7人乗り
- (4) 室内の寸法：長さ：2800 mm以上 幅：1400 mm以上 高さ：1400 mm以上
- (5) 座席の2列目が左右独立のキャプテンシートであること。
- (6) 駆動：4WD
- (7) 運転席で後部座席のドアの開閉ができること。
- (8) 下記の装備を備えていること
 - ① スペアタイヤ
 - ② ドライブレコーダー
 - ③ サイドバイザー
 - ④ ナンバーフレーム（盗難防止用）
 - ⑤ カーフィルム
 - ⑥ ETC セットアップ
 - ⑦ フロアマット
- (9) 塗装：黒
- (10) 車輛の納入及び取引
 - ① 納入先等：岡山市役所本庁舎地下1階駐車場
 - ② 引取：リース期間満了後の引取元等は上記①の納入先等と同じ
- (11) 自動車検査証記載上の注意
自動車検査証の記載事項中「使用者氏名又は名称」「使用者住所」「使用の本拠の位置」は次のとおりとする。

○使用者または名称：岡山市

○使用者の住所：岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号

○使用の本拠の位置：岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号

5 リースの方法

メンテナンス付きでリースする

6 メンテナンス内容

- (1) 定期点検（新車 1 ヶ月点検及び 6 ヶ月毎）（点検日はその都度秘書課と相談すること）
- (2) 法定点検
- (3) 車検整備
- (4) 故障修理
- (5) タイヤ交換（ホイール 4 本まで）（パンク修繕含む）
- (6) 冬／夏 タイヤの交換
- (7) バッテリー、オイル交換
- (8) 消耗品交換及び補充
- (9) その他安全走行に必要な点検・修理

7 リース料の支払い方法

月額リース料は契約総額を 84 月で除して得た額（1 円未満の端数が生じる場合は令和 9 年 7 月の月額リース料に加算する。）とし、毎月の検査に合格したときはリース料を請求すること。

8 リース料に含まれるもの

- (1) 車両登録納車費用
- (2) 自動車重量税
- (3) 自動車損害賠償責任保険料
- (4) 自動車税（種別割）
- (5) 6 に定めるメンテナンスに要する費用
- (6) 登録抹消に要する費用
- (7) 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）に定める費用

9 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の 100 分の 10 以上の額

10 その他

- (1) 納車時における車両の使用確認を行うこと
- (2) 点検・整備等の記録を当該車両内に保管すること
- (3) 車体内にリース会社名、メンテナンス工場名およびそれぞれの連絡先を表示すること
- (4) リース会社の窓口、担当者、連絡網等を明確にすること
- (5) 車両の使用に支障が生じないように整備を万全の体制で行うこと
- (6) 故障等使用に支障が生じるような場合は、万全な体制で迅速に対応すること
- (7) リース期間終了後は、速やかに車両を引き取ること。引き取りの具体的日時及び方法については、使用担当部署と協議の上決定すること
- (8) 本市の車両運行管理業務全般に関し、支援を行うこと
- (9) 本契約にかかる提出物、事務連絡等に使用する言語は全て日本語で行うこと
- (10) 本仕様書その他設計図書に定めのない事項又は契約疑義が生じた場合は本市と協議のうえ決定するものとする。
- (11) 本件は、岡山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく長期継続契約である。
- (12) 契約締結日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る本市の歳入歳出予算が減額又は削除された場合は、岡山市はこの契約を解除することができる。

11 担当課及び問い合わせ先

岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号

岡山市市長公室秘書課

TEL (086) 803-1023